

東海旅客鉄道株式会社旅客営業規則の一部改正（北海道旅客鉄道会社線内における団体割引取扱期別変更に伴う改正）

現行 (前略)	改正 (前略)								
<p>(団体旅客運賃)</p> <p>第 111 条 第 43 条及び第 44 条の規定によって団体乗車券を発売する場合は、次の各号に定めるところにより普通旅客運賃の割引を行う。</p> <p>(1) 割引率は、次のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(2) 前号に規定する取扱期別の第 1 期と第 2 期の区分は、次のとおりとし、当該団体の行程中の列車の乗車駅における乗車日のいずれかが第 2 期に該当する場合は、第 2 期の割引率を全行程に対して適用し、その他の行程の場合は、第 1 期の割引率を全行程に対して適用する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">第 1 期</td> <td>1 月 1 日から同月 10 日まで 3 月 1 日から 5 月 31 日まで <u>（北海道旅客鉄道会社線内各駅相互発着の場合は 3 月 1 日から 4 月 30 日まで）</u> 7 月 1 日から 8 月 31 日まで 10 月 1 日から同月 31 日まで 12 月 21 日から同月 31 日まで</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">第 2 期</td> <td>第 1 期以外の日</td> </tr> </table> <p>2 前項の規定によるほか、訪日観光団体及び普通団体に対しては、団体旅客が 31 人以上（訪日観光団体にあつては、15 人以上）50 人までのときはうち 1 人、51 人以上のときは 50 人までごとに 1 人を加えた人員を無賃扱人員として旅客運賃を収受しない。</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>	第 1 期	1 月 1 日から同月 10 日まで 3 月 1 日から 5 月 31 日まで <u>（北海道旅客鉄道会社線内各駅相互発着の場合は 3 月 1 日から 4 月 30 日まで）</u> 7 月 1 日から 8 月 31 日まで 10 月 1 日から同月 31 日まで 12 月 21 日から同月 31 日まで	第 2 期	第 1 期以外の日	<p>(団体旅客運賃)</p> <p>第 111 条 第 43 条及び第 44 条の規定によって団体乗車券を発売する場合は、次の各号に定めるところにより普通旅客運賃の割引を行う。</p> <p>(1) 割引率は、次のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(2) 前号に規定する取扱期別の第 1 期と第 2 期の区分は、次のとおりとし、当該団体の行程中の列車の乗車駅における乗車日のいずれかが第 2 期に該当する場合は、第 2 期の割引率を全行程に対して適用し、その他の行程の場合は、第 1 期の割引率を全行程に対して適用する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">第 1 期</td> <td>1 月 1 日から同月 10 日まで 3 月 1 日から 5 月 31 日まで 7 月 1 日から 8 月 31 日まで 10 月 1 日から同月 31 日まで 12 月 21 日から同月 31 日まで</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">第 2 期</td> <td>第 1 期以外の日</td> </tr> </table> <p>2 前項の規定によるほか、訪日観光団体及び普通団体に対しては、団体旅客が 31 人以上（訪日観光団体にあつては、15 人以上）50 人までのときはうち 1 人、51 人以上のときは 50 人までごとに 1 人を加えた人員を無賃扱人員として旅客運賃を収受しない。</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>	第 1 期	1 月 1 日から同月 10 日まで 3 月 1 日から 5 月 31 日まで 7 月 1 日から 8 月 31 日まで 10 月 1 日から同月 31 日まで 12 月 21 日から同月 31 日まで	第 2 期	第 1 期以外の日
第 1 期	1 月 1 日から同月 10 日まで 3 月 1 日から 5 月 31 日まで <u>（北海道旅客鉄道会社線内各駅相互発着の場合は 3 月 1 日から 4 月 30 日まで）</u> 7 月 1 日から 8 月 31 日まで 10 月 1 日から同月 31 日まで 12 月 21 日から同月 31 日まで								
第 2 期	第 1 期以外の日								
第 1 期	1 月 1 日から同月 10 日まで 3 月 1 日から 5 月 31 日まで 7 月 1 日から 8 月 31 日まで 10 月 1 日から同月 31 日まで 12 月 21 日から同月 31 日まで								
第 2 期	第 1 期以外の日								

附則

この通達は、平成 29 年 7 月 1 日から施行する。